

(社)土木学会建設マネジメント委員会 表彰細則

平成 28 年 8 月 9 日制定

(目的)

第 1 条 本細則は、「(社)土木学会建設マネジメント委員会表彰規程」の円滑な運用を図るために定めるものである。

(各賞の選考手順)

第 2 条 各賞は、「(社)土木学会建設マネジメント委員会表彰規程」に基づき、表彰対象として該当すると認められるものに授与する。

(1)論文賞・論文奨励賞

- 1) 表彰小委員会は、論文集編集小委員会に対し、論文賞・論文奨励賞候補者の予備選考を依頼する。
- 2) 論文集編集小委員会は、対象年内に土木学会論文集、土木学会論文集 F4 (建設マネジメント) に投稿された論文及び報告を対象に、査読者意見等を参考に論文賞・論文奨励賞候補論文の予備選考を行い、表彰小委員会に報告する。
- 3) 表彰小委員会は、2)の論文賞・論文奨励賞候補論文の予備選考等を参考に受賞候補論文を選考し、建設マネジメント委員会に推薦する。
- 4) 建設マネジメント委員会は、表彰小委員会の推薦に基づき受賞論文を決定する。

(2)優秀講演賞

- 1) 表彰小委員会は、対象となる建設マネジメント委員会が主催・共催する表彰対象年内の行事（建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会、公共調達シンポジウム、地域シンポジウム等）を企画および開催する小委員会（以下、実行小委員会という）に対し、当該行事における発表について優秀講演者賞候補者の予備選考を依頼する。
- 2) 実行小委員会は、必要に応じて、座長もしくは司会者等に対して優秀講演賞候補者の推薦を依頼する。
- 3) 実行小委員会は、その推薦等をもとに当該行事の優秀講演賞候補者について予備選考を行い、表彰小委員会に報告する。
- 4) 表彰小委員会は、各行事における予備選考等を参考に、優秀講演賞候補者を選考し、建設マネジメント委員会に推薦する。
- 5) 建設マネジメント委員会は、表彰小委員会の推薦に基づき優秀講演賞を決定する。

(3)グッド・プラクティス賞

- 1) 表彰小委員会は、実行小委員会に対し、当該行事における発表についてグッド・プラクティス賞候補者の予備選考を依頼する。
- 2) 実行小委員会は、必要に応じて、座長もしくは司会者等に対し、グッド・プラクティス賞候補者の推薦を依頼する。
- 3) 実行小委員会は、その推薦及び 4)に定める公募により表彰小委員会が受け付けた推薦等をもとに当該行事のグッド・プラクティス賞候補者について予備選考を行い、表彰小委員会に報告する。
- 4) 表彰小委員会は、グッド・プラクティス賞候補者を随時公募し、応募のあった取り組みについては、建設マネジメント委員会が主催・共催するいずれかの適切な行事で発表することを選考の条件とする。
- 5) 表彰小委員会は、各行事における予備選考を参考に、グッド・プラクティス賞候補者を選考し、建設マネジメント委員会に推薦する。
- 6) 建設マネジメント委員会は、表彰小委員会の推薦に基づきグッド・プラクティス賞を決定する。

(推薦に関する詳細)

第3条 すべての推薦は、記名式により行う。また、代理人は認めない。

第4条 すべての推薦は、それぞれ定められた様式の記入要領に従って記入されたもののみ有効とする。

第5条 グッド・プラクティス賞候補者の推薦は、自薦・他薦を問わない。

第6条 論文賞・論文奨励賞の第一次受賞候補論文を選考する際に、論文集編集小委員会委員が著者である論文が評価される場合、当該委員はその論文評価から外れるものとする。また、論文賞・論文奨励賞候補論文等の中に、表彰小委員会委員が著者である論文が含まれた場合、当該委員は表彰小委員会委員を辞退するものとする。このとき、辞退が1名だけの場合には委員の補充は行わない。辞退が2名以上の場合は、建設マネジメント委員会委員より補充する。

(賞の授与)

第7条 建設マネジメント委員長は、翌年の研究成果発表会の場において各賞を受賞者に授与する。また、論文賞・論文奨励賞及びグッド・プラクティス賞の受賞者は、研究成果発表会において受賞内容を発表する機会を与えられる。

(その他)

第8条 その他表彰に必要な事項は、表彰小委員会で定めることができる。

付則；平成28年8月9日制定